

消費税インボイス制度対応セミナー

(制度開始まであと1年！！ 慌てないためのセミナー)

＜北海道中小企業団体中央会札幌本部＞

開催期間 令和4年9月8日(木)

開催場所 ホテル札幌ガーデンパレス

講師 税理士・中小企業診断士 吉田 聡

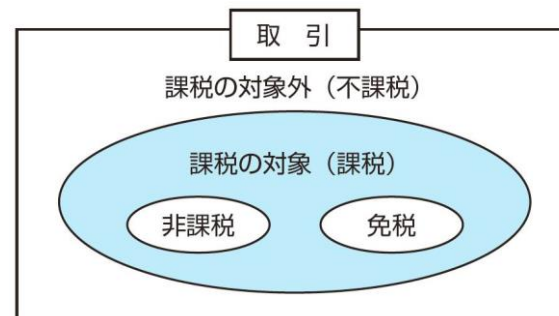
本日の講習会の内容

- 1 消費税の基本的仕組み**
- 2 インボイス制度の概要**
- 3 インボイス制度導入のスケジュール**
- 4 適格請求書発行事業者の登録申請**
- 5 インボイス方式の影響と実務対応**
- 6 電子帳簿保存法**

1-1 消費税の基本的仕組み

1 消費税の課税の対象

2 納付税額の計算方法



課税期間の課税売上げ
に係る消費税額

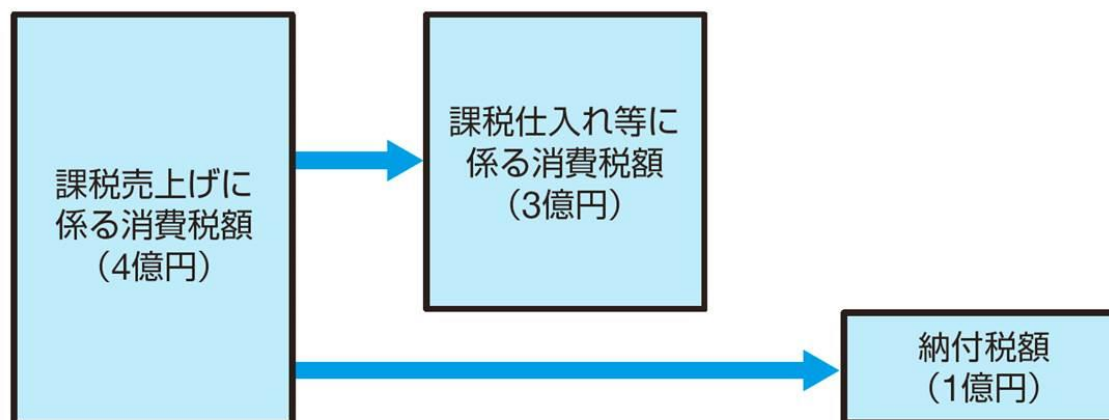
—

課税期間の課税仕入れ等
に係る消費税額

=

納付すべき
消費税額

例)



4億円 - 3億円 = 1億円 (納付税額)

3 課税事業者・免税事業者

1-2 免税事業者と簡易課税

免税事業者

- ★ 基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者

簡易課税

- ★ ① 基準期間の課税売上高が5,000万円以下
- ② 簡易課税選択届出書を事前提出
- ★ 売上の事業区分に応じてみなし仕入れ率で仕入税額控除ができる。

第1種(卸売業)	90%	第2種(小売業)	80%
第3種(建設業・製造業)	70%	第4種(飲食店他)	60%
第5種(金融・サービス業)	50%	第6種(不動産)	40%

1-3 軽減税率の請求書

請求書

(株)〇〇御中

割りばし	550円
牛肉 ※	5,400円
⋮	
合計	43,600円

(10%対象 22,000円)

(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象品目

(株)△△

軽減税率の対象品目である旨

- ① 軽減税率対象品目に「※」や「★」等の記号を記載する。
- ② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

※ このほか、同一請求書内に税率ごとに区分、表示する方法や、税率ごとに請求書を分けて発行する方法もあり。

税率ごとに合計した対価の額

税率(10%、8%)ごとに合計した税込対価の額を記載する。

※記載ない場合追記OK!

2-1 インボイスとは？

1 インボイス

- 適格請求書(請求書・領収書に所定の事項記載)
- インボイスとは、売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段

2 インボイス導入の影響

- 課税事業者にとっては、自社や取引先の消費税の申告上、登録といった準備が必要になります
- 免税事業者はインボイスを発行できません
登録しなければ売上の減少といった影響があるかもしれません。

2-2 インボイス制度と現行制度の違い

	現行制度	インボイス制度
インボイスの発行	現行制度	登録事業者のみ発行可能
	交付義務なし	交付・保存義務あり
	不正交付の罰則なし	不正交付に罰則適用
仕入税額控除の要件	帳簿・請求書の保存	帳簿・請求書の保存
	免税事業者からの仕入も 控除可能	免税事業者からの仕入 は控除不可
	3万円未満は帳簿記載 のみでもOK	3万円未満も領収書等 保存

2-3 帳簿・請求書の記載事項

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
令和1年 9月30日	①課税仕入の相手方の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容 ④対価の額	①請求書発行者の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容 ④対価の額 ⑤請求書受領者の氏名又は名称※
令和1年10月1日～ 令和5年9月30日 【区分記載請求書等保 存方式】	(上記に加え) ⑤軽減税率の対象品目である旨	(上記に加え) ⑥軽減税率の対象品目である旨 ⑦税率ごとに合計した税込対価の額
令和5年10月1日～ 【適格請求書等 保存方式】	(上記と同じ)	(適格請求書＝上記①⑤が次のとおり) ⑧適格請求書発行事業者名又は名称及び 登録番号 ⑨書類の交付を受ける事業者の氏名又は 名称※

※ 不特定多数の者に販売等を行う小売業、飲食店等、タクシー等はこの項目を省略した適格簡易請求書を発行する。

2-4 適格請求書(インボイス)

請求書	
(株)〇〇御中	
割りばし	550円
牛肉 ※	5,400円
⋮	
合計	43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)
※は軽減税率対象品目	
(株)△△	
登録番号T-xxxxxxx	

軽減税率の対象品目である旨

- ① 軽減税率対象品目に「※」や「★」等の記号を記載する。
- ② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

※ このほか、同一請求書内に税率ごとに区分、表示する方法や、税率ごとに請求書を分けて発行する方法もあり。

税率ごとに合計した対価の額

税率(10%、8%)ごとに合計した税込対価の額を記載する。

※記載ない場合追記不可!

登録番号

税務署からの登録番号を記載

※簡易インボイスもある!

2-5 請求書の注意点

消費税の計算は請求ごとで個別商品ごとではない！

【例①：認められる例】

請求書

〇〇(株) 御中

〇年11月30日

(株)△△

請求金額(税込) 60,197円

(T123…)

※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	-
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	→ 2,164
10%対象計				28,158	→ 2,815

《計算例》

- ・ 税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
 - 8%対象：27,060円(税抜き)
 - 10%対象：28,158円(税抜き)
 - ・ それぞれ、消費税額を計算
(税率ごとに端数処理1回ずつ)
 - 8%対象： $27,060 \times 8 / 100 = 2,164.8 \rightarrow 2,164$ 円
 - 10%対象： $28,158 \times 10 / 100 = 2,815.8 \rightarrow 2,815$ 円
- ⇒ 適格請求書の記載事項として認められる。

2-6 領収書の記載事項

★ 課税事業者は下記赤字の部分の記載必要

領収証 _____ 様 No. _____

金額 ￥11,000

但 飲食代として

2024 年 10 月 1 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額	￥10,000
消費税額等(10%)	￥1,000

登録番号 T-1234567890123
札幌市〇〇区…
(株) △△

コクヨ ウケ-85N

★ 免税事業者の経過措置の適用を受ける場合

→ 税率ごとの 税込み金額の記載必要(仕入先の追記可)

2-7 仕入・経費の記帳ポイント

1 インボイスが交付免除される取引

- ① 3万円未満の交通費
- ② 卸売市場、農協・漁協の委託取引
- ③ 3万円未満の自販機利用
- ④ 郵便ポストを利用した配達サービス
- ⑤ 通勤手当、日当など

2 口座引落等の取引の注意点

- ① 事務所等の家賃
- ② リース料
- ③ ネット購入の場合
※ 電子インボイス

請求書がない
場合はどうす
るの？



2-8 仕入・経費の記帳方法

1 請求書・領収書の確認

- ① 登録番号のある課税事業者のものを確認
- ② 登録番号のない交付免除のものを確認
- ③ 登録番号のない免税事業者からのものを確認

★ 登録番号の確認も必要！

2 記帳・会計ソフト入力のポイント

- 税率の確認
- 購入業者の確認
- 1つの請求書等で科目が分かれる場合は要注意！

免税事業者？

10%!

8%!



2-9 課税事業者の税額計算の方法

- > 令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択できます。

- ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

《 売上税額 》

【積上げ計算】

適格請求書に記載した消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です（適格請求書発行事業者のみ可）。

【割戻し計算】（原則）

税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、7.8/100（軽減税率対象の場合は6.24/100）を掛けて計算する方法です。

仕入税額は
「積上げ計算」
のみ適用可

仕入税額は
いずれか選択可

《 仕入税額 》

【積上げ計算】（原則）

適格請求書に記載された消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です。

【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、7.8/110（軽減税率対象の場合は6.24/108）を掛けて計算する方法です。

- 売上税額について、「積上げ計算」を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- 売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

3-1 インボイス制度の予定

令和3年10月～ 適格請求書(インボイス)発行事業者の登録開始



令和5年3月 事業者登録締切(R5.10開始分)



令和5年10月～ インボイス制度導入・経過措置①の開始



令和8年10月～ 経過措置②の開始

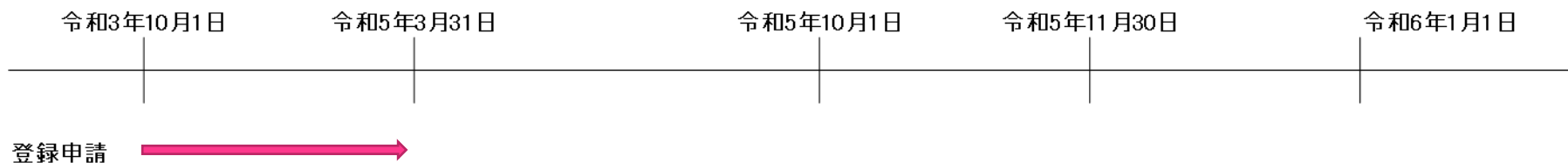


令和11年10月～ 経過措置廃止・インボイス完全実施



3-2 各種届出の期限

1 課税事業者の登録申請

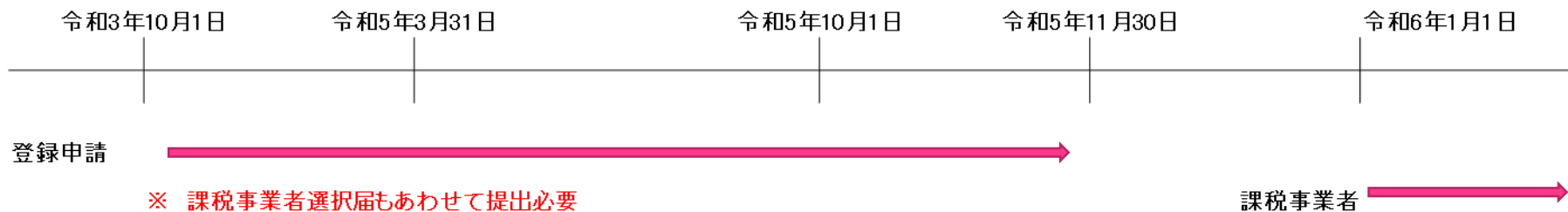


2 免税事業者が令和5年10月から課税事業者となる場合



※ 課税事業者選択届は提出不要

3 免税事業者(個人)が令和6年1月から課税事業者となる場合



※ 課税事業者選択届もあわせて提出必要

3-3 経過措置

免税事業者からの仕入は、6年間
仕入税額控除の経過措置あり！

1 令和5年10月1日～8年9月30日

→ 控除対象額 = 仕入税額相当額 × 80%

2 令和8年10月1日～11年9月30日

→ 控除対象額 = 仕入税額相当額 × 50%

3-4 会計ソフトへの入力イメージ

仕訳帳(イメージ)

(株)〇〇

××年		借方		貸方		摘要	
月	日	勘定科目	金額	勘定科目	金額	借方税区分	貸方税区分
11	2	仕入	22,000	現金	22,000	(株)△△ 雑貨	
番号	1		(2,000)			課対仕入10%	
11	2	仕入	21,600	現金	21,600	(株)△△ 食料品	
番号	2		(1,600)			課対仕入8%(軽)	
11	3	仕入	22,000	現金	22,000	〇〇商店 雑貨	
番号	3		(1,600)			免税仕入10%	
11	3	仕入	21,600	現金	21,600	〇〇商店 食料品	
番号	4		(1,280)			免税仕入8%(軽)	

課税区分の確認・入力

① 消費税の課税区分欄(通常は自動記帳)を確認

② 免税事業者(登録番号なし)からの仕入は左記のような区分を自分で選択

③ 消費税は経過措置の適用を受けて通常の80%となる。

※帳簿に免税仕入等の記載必要!

4-1 適格請求書発行事業者登録申請書①

第1-(1)号様式

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

令和 年 月 日	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 本たる事務 主たる事務 の所在	(〒 -) ○ (法人の場合のみ公表されます)			
	(フリガナ)	(〒 -)	(電話番号 - -)		
	(フリガナ)	(電話番号 - -)			
	(フリガナ)	○			
	(フリガナ)				
	(法人の場合) 代表者氏名				
	(フリガナ)				
	(法人の場合) 代表者氏名				
	法人番号				
この申請書に記載した次の事項(●印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 2 法人(人格のない社団等を除く。)については、本店又は主たる事務所の所在地 なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。 ※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年5月30日以前に提出するものです。					
下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。 ※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年5月30日以前に提出するものです。					
令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。					
この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。					
事 業 者 区 分					
<input type="checkbox"/> 課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者					
※ 次欄「登録要件の検証」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次欄「免税事業者の検証」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください)。					
令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情					
税 理 士 署 名					
(電話番号 - -)					
※ 整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通 信 日 付 印 確 認	年 月 日
入力処理	年 月 日	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未済
個人番号カード/通知カード・通知発行済 その他()					
登録番号 T					

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

<申請者欄>

住所・納税地・氏名・代表者・法人番号記載

<事業者区分>

課税事業者か免税事業者どちらかにチェックを入れる

注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次票)」を併せて提出してください。

インボイス制度

4-2 適格請求書発行事業者登録申請書②

第1-(1)号様式次葉

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【2/2】

		氏名又は名称				
該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。						
免 税 事 業 者 の 登 録 申 請 書	<input type="checkbox"/> 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 <small>※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。</small>					
	個人番号					
	生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和	法人のみ記載	事業年度	自 月 日	至 月 日
	事業内容等	事業内容		資本金	円	
確 認	<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者			課税期間の初日 <small>※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日</small> 令和 年 月 日		
登 録 要 件 の 確 認	課税事業者です。 <small>※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。</small>			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 <small>（「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）</small>			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
参 考 事 項						

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

<免税事業者の記入欄>

令和5年10月1日から適用欄にチェック

個人番号・事業内容等記載

<課税事業者の記入欄>

「課税事業者です」の「はい」にチェック

消費税法違反の欄の「はい」にチェック

4-3 登録のポイント

課税事業者

- ★ 早めの登録申請
- ★ 登録番号を使って事前準備を進める

免税事業者

- ★ 登録が必要かどうか熟慮必要
- ★ これまでの取引データが重要



5-1 インボイスの影響と対策①

課税事業者

- 1 インボイス制度に対応した準備
 - 業種にかかわらず、すべての課税事業者対象
インボイス発行、受入れの事務的準備
- 2 免税事業者との今後の取引の検討
 - 条件により負担が増加！
 - ★ 簡易課税を選択している課税事業者は
これまでと同じ！



5-2 インボイス制度の準備

1 発行事業者の登録申請

→ 令和3年10月1日～令和5年3月31日

2 売上請求書・レシートの修正(売り手としての準備)

→ 販売システム、レジの改修(登録番号の追加)

★ 売上も交付した書類の保存義務あり!

→ どれを適格請求書にするか検討

3 インボイスの確認(買い手としての準備)

→ 継続的な取引先の登録番号の確認

→ 仕入・経費の入力がポイント

→ 会計ソフトのバージョンアップ

システム対応



5-3 免税事業者との取引

取引の継続をどうするか？

- 1 現状と同じ条件で取引を継続
→ 経費・消費税増加分負担
- 2 経過措置適用
→ 負担は変わらないが事務が面倒
- 3 課税事業者との取引のみとする
→ 取引の取りやめ

公正取引委
員会のQ&A
に注意！

一方的でなく、免税事業者との十分な価格交渉が必要

5-4 価格交渉のポイント①

免税事業者との取引における消費税(現行制度)

	A商店 (免税事業者)	Bスーパー (課税事業者)	消費者
請求金額	¥44,000	¥99,000	¥99,000
売上	¥40,000	¥90,000	¥90,000
消費税	¥4,000	¥9,000	¥9,000
仕入税額控除		¥44,000	
仕入		¥40,000	
消費税		¥4,000	
納付消費税額	¥0	¥5,000	¥9,000

5-5 価格交渉のポイント②

免税事業者との取引における消費税(経過措置適用-価格据置)

	A商店 (免税事業者)	Bスーパー (課税事業者)	消費者
請求金額	¥44,000	¥99,000	¥99,000
売上	¥40,000	¥90,000	¥90,000
消費税	¥4,000	¥9,000	¥9,000
仕入税額控除		¥44,000	
仕入		¥40,800	
消費税		¥3,200	
納付消費税額	¥0	¥5,800	¥9,000

5-6 価格交渉のまとめ

1 交渉のポイント

→ **仕入税額控除が制限を受ける分、**
負担増加となることを説明



一方的に
ならない

2 交渉価格のポイント

① 税込み金額 × 98% → 2%分の引下げ

② 「消費税 × 20%」 → 価格から控除

5-7 免税事業者の準備

課税事業者登録の検討

課税を選択

免税を選択

- 1 発行事業者の登録
- 2 本則課税・簡易課税選択
- 3 売上請求書・レシートの修正
- 4 会計ソフトの導入・バージョンアップ

- 1 売上価格の検討
 - ① 現行のまま
 - ② 経過措置適用
- 2 仕入・経費はこれまでと同様に税込みで記帳

5-8 免税事業者の選択のポイント

1 取引業者の確認

- 売上先が事業者 (B to B)か消費者 (B to C)
- 事業者相手の場合は**売上減少の可能性大**

2 業種の確認 → 経過措置適用価格であれば、 卸売業は課税有利！

3 今後の**事業見込み**の確認 → 高齢・後継者の有無

4 取扱い商品・サービスの確認 → **独自商品**あるか

課税事業者になると課税売上1000万円以下でも
消費税の申告納付が必要

5-9 免税事業者への影響と対応

- (1) 顧客への対応
- (2) 取引先選別への対応
- (3) 課税事業者選択の検討
- (4) 経過措置適用の検討
- (5) 売上減少・資金繰り悪化への対応

専門家への相談も有効

課税事業者
になるか
どうか？

簡易課税？

対応！

・資金繰り
・競争環境変化：：



5-10 業種別免税事業者の負担比較

免税事業者

課税を選択

業種	納付税額
卸売業 (第1種)	$4,000円 \times (1-0.9)$ = 400
小売業 (第2種)	$4,000円 \times (1-0.8)$ = 800
製造・建設 (第3種)	$4,000円 \times (1-0.7)$ = 1,200
飲食他 (第4種)	$4,000円 \times (1-0.6)$ = 1,600
サービス業 (第5種)	$4,000円 \times (1-0.5)$ = 2,000
不動産業 (第6種)	$4,000円 \times (1-0.4)$ = 2,400

免税を選択

販売価格	売上減少額
現状のまま 販売	$44,000円 - 44,000円$ = 0
経過措置を 適用して販売	$44,000円 - 43,137円$ = 863

経過措置50% → 2,095

★ 卸売業・小売業は経過措置を適用した場合の売上の減少額よりも課税事業者を選択して消費税を納付した方が現金流出額が少ない！

5-11 今後の対応のポイント①

<自社の消費税の現状の確認>

1 課税事業者(本則課税)

- インボイスの準備
- 免税事業者との取引をどうするか

2 課税事業者(簡易課税)

- インボイスの準備
- 免税事業者との取引はおおむね今までどおり

3 免税事業者

- 課税事業者になるかどうか
- 免税のままの場合はその後の戦略をどうするか

5-12 今後の対応のポイント②

<本則課税事業者の場合の検討ポイント>

1 取引先の状況把握

→ 取引事業者の登録番号の確認作業を進める！



相手が免税

2 免税事業者への対応方針案の提示

- ① 現状のまま取引継続 → 自社の負担増
- ② 経過措置適用での価格交渉
- ③ 取引の打ち切り(②の交渉が不成立の場合)

5-13 今後の対応のポイント③

＜免税事業者の場合の検討ポイント①＞

1 消費者向け小売店・サービス店

- 消費者向けといいながら、領収書を求めるお客さんが少なからずいます。
- これら人はその領収書を事業所の経費としています。

2 領収書提供先(業務売上)の金額の調査・把握

- この業務売上の売上がどの程度かで、案外事業所向けの売上が多いかもしれません！
- 免税のままの場合のリスク

(リスク) ① 事業者向け売上の減少

② 益税の風評

5-14 風評対策(総額表示)

◇ 総額表示に《該当する》価格表示の例

※ 税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

10,780円

10,780円(税込)

10,780円(うち税980円)

10,780円(税抜価格9,800円)

10,780円(税抜価格9,800円、税980円)

9,800円(税込10,780円)

税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

※財務省パンフレットから

5-15 今後の対応のポイント④

＜免税事業者の場合の検討ポイント②＞

1 事業者相手の免税事業者(卸売業・建設業・製造卸売業・運輸・サービス業など)

- ① 課税事業者に登録
- ② 免税選択＝経過措置を活用した売上価格交渉

2 検討のポイント

- ★ 経過措置は3年後50%に減少
- ★ 自社の状況・取引先の状況の分析
- ★ 卸売業は①の方が②よりも有利

5-16 免税事業者の業種別対応

業種	取引先	影響	検討のポイント	方向性
建設業 製造卸売業	主に 事業者	売上 減少 ・ 資金繰り 悪化の 懸念	受注先の課税事業者との取引をどうするか	事業者の状況により左記①か②のどちらかを検討
卸売業			①課税事業者に登録して取引継続 (事前交渉不要) ②事前交渉をして経過措置適用	
小売業	主に 消費者	売上 減少 ・ 資金繰り 悪化の 懸念	上記②の適用よりも課税有利	課税選択
飲食店・サービス業			①業務用の売上割合の検討 ②価格対応の検討	おおむね 免税のまま
製造小売業			③業務割合が多ければ、3年後の経過措置を見据えて課税登録の検討	

5-17 組合の対応(共同購入)

組合員の
消費税
増加!

区分	取引先	本則課税の組合	免税の組合
売上	組合員 へ販売	インボイス発行	組合員にインボイス を発行できない
売上原価	一般事業者 から仕入	仕入事業者の インボイス確認	インボイス不要

免税事業者との
対応方針を協議

5-18 組合の対応(共同受注)

売上の
減少？

区分	取引先	本則課税の組合	免税の組合
売上	一般事業者 から受注	インボイス発行	取引先にインボイス を発行できない
売上原価	組合員 に外注	免税の組合員の 請求書はインボイス でない	インボイス不要

組合の消費税額
が増加！

6-1 電子帳簿保存法

- 1 電子帳簿 → 紙での保存OK
- 2 スキャナ保存(紙の領収書等のスキャナ保存)
→ 紙での保存OK
- 3 電子取引のデータ(電子的に受信した取引データ)
→ データを電子保存(R4.1.1~)
★ やむ得ない事情がある場合
→ 今までどおり紙での保存OK (R5.12.31まで)

6-2 電子保存の方法

1 システム保存 → タイムスタンプの付与、会計ソフト

2 規定方式

① 規定の整備 ← 国税庁HPからダウンロード

② PDF等の保存

(タイトル) R4.7.10 〇〇〇〇 11,000円

日付

取引業者

金額

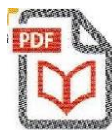
(フォルダ)

7月

8月

9月

...



令和4年

